



第81回国民スポーツ大会  
第26回全国障害者スポーツ大会  
宮崎県準備委員会



第3回輸送・交通専門委員会

報告事項

1 報告事項

- (1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会準備経過・・・P1～4
- (2) 宮崎県準備委員会決定事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5～55
- (3) 第26回全国障害者スポーツ大会実施競技の名称変更・・・・・・・・・・P56～57



つむぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ



令和5年2月13日（月）

宮崎県防災庁舎防52・53号室



## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会準備経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月14日	公益財団法人宮崎県体育協会（以下「県体協」という。）臨時理事会及び評議員会において、「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致」を決議
2月12日	県体協が県、県議会及び県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
2月25日	知事が県議会2月定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
3月13日	県議会2月定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
3月16日	定例教育委員会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を議決
4月17日	知事が文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出 知事が公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
6月11日	日体協第1回国体委員会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出順序了解県」として承認
7月22日	日体協第3回理事会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解（宮崎県開催が内々定）
平成29年10月30日	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
11月14日	第1回総務企画専門委員会及び第1回施設整備専門委員会を開催
11月17日	第1回競技運営専門委員会を開催
12月14日	第1回市町村担当者会議及び第1回競技団体担当者会議を開催
平成30年 5月22日	第2回総務企画専門委員会を開催
7月 9日	第2回常任委員会及び第2回総会を開催
7月24日	第1回広報・県民運動専門委員会を開催
7月31日	第2回市町村担当者会議及び第2回競技団体担当者会議を開催
10月29日	第3回総務企画専門委員会を開催
12月19日	第2回競技運営専門委員会及び第2回広報・県民運動専門委員会を開催
平成31年 1月31日	第3回常任委員会を開催
2月 6日	第4回総務企画専門委員会を開催
3月15日	第3回市町村担当者会議及び第3回競技団体担当者会議を開催

年 月 日	内 容
令和元年 5月30日	第5回総務企画専門委員会を開催
7月 1日	第4回常任委員会及び第3回総会を開催 「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
7月 9日	第3回広報・県民運動専門委員会を開催
8月 2日	第1回開催基本構想策定検討部会を開催
8月28日	第4回市町村担当者会議及び第4回競技団体担当者会議を開催
11月12日	第6回総務企画専門委員会を開催
12月16日	第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月17日	第2回開催基本構想策定検討部会を開催
12月20日	第5回市町村担当者会議及び第5回競技団体担当者会議を開催（合同開催）
令和2年 1月16日	第1回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
1月31日	第7回総務企画専門委員会を開催
2月 5日	第4回広報・県民運動専門委員会を開催
2月 7日	第3回開催基本構想策定検討部会を開催
2月17日	第5回常任委員会を開催
3月18日	第6回市町村担当者会議及び第6回競技団体担当者会議（資料配付のみ）
6月25日	第8回総務企画専門委員会を開催
6月25日	第2回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
7月 6日	第6回常任委員会を開催
9月18日	第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催（書面開催）
8月 7日	第4回総会を開催（書面開催）
8月20日	第7回市町村担当者会議を開催（テレビ会議）
8月24日	第7回競技団体担当者会議を開催
9月24日	第3回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
10月15日	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年（2027年）に変更され、開催申請書提出順序了解県（内々定県）として再決定
11月 9日	第5回広報・県民運動専門委員会を開催
12月18日	第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月23日	第1回輸送・交通専門委員会を開催
12月24日	第3回競技運営専門委員会を開催
令和3年 1月22日	第9回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
2月15日	第7回常任委員会を開催（書面開催）
3月18日	第6回広報・県民運動専門委員会を開催
3月22日	第8回市町村担当者会議を開催（テレビ会議）

年 月 日	内 容
3月23日	第1回宿泊・衛生専門委員会を開催
6月 8日	第4回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
6月 9日	第10回総務企画専門委員会を開催
7月 5日	第8回常任委員会を開催
8月 6日	第5回総会を開催（書面開催）
10月11日	第9回市町村担当者会議・第8回競技団体担当者会議を開催（合同開催）
<b>11月22日</b>	<b>第2回輸送・交通専門委員会を開催</b>
12月15日	第4回競技運営専門委員会を開催
12月17日	第2回宿泊・衛生専門委員会を開催
12月20日	第11回総務企画専門委員会を開催
12月21日	第5回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
令和4年 2月14日	第9回常任委員会を開催（書面開催）
3月16日	県議会2月定例会において「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催」を決議
3月17日	第1回式典専門委員会を開催
3月22日	第7回広報・県民運動専門委員会を開催
4月25日	第10回市町村担当者会議を開催
6月 1日	文部科学省及び日本スポーツ協会に「第81回国民スポーツ大会開催申請書」を提出
7月12日	第12回総務企画専門委員会を開催
7月14日	日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県開催が内定（国スポ内定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が併せて内定）
8月22日	第10回常任委員会を開催
8月31日	第8回広報・県民運動専門委員会を開催
9月16日	第6回総会を開催（書面開催）
10月25日	第5回競技運営専門委員会を開催
11月 9日	第1回馬事衛生専門委員会を開催
11月16日	第11回市町村担当者会議を開催
11月21日	第1回イメージソング選定部会を開催
12月 6日	第6回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月 9日	第13回総務企画専門委員会を開催
12月14日	第9回広報・県民運動専門委員会を開催
12月20日	第2回式典専門委員会を開催
12月22日	第3回宿泊・衛生専門委員会を開催
令和5年 1月12日	第1回警備・消防・防災専門委員会を開催
2月 1日	第11回常任委員会を開催

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 2027年宮崎県開催が内定となりました！！

令和4年7月14日（木）に開催されました公益財団法人日本スポーツ協会主催の第3回理事会において、令和9年（2027年）の第81回国民スポーツ大会の本県開催が内定しました。

理事会では、同協会の伊藤雅俊会長から河野俊嗣知事に対して、「開催内定書」が手渡されました。

また、第81回国民スポーツ大会の内定をもって、第26回全国障害者スポーツ大会の開催も内定することから、公益財団法人日本パラスポーツ協会を表敬訪問し、大会開催への協力を要請しました。

### 【第81回国民スポーツ大会開催内定書受領】 【(公財)日本パラスポーツ協会表敬訪問】



### 【(公財)日本スポーツ協会における記者会見の様子】



※会見後、滋賀県（同日2025年開催決定）からきたチャッピー、キャッピーとも仲良く記念撮影しました！



【第 9 回常任委員会決定事項】

- (1) [国スポ] 正式競技会場地市町村第 9 次選定・・・・・・・・・・ P 6
- (2) [国スポ] 正式競技開催予定施設の変更・・・・・・・・・・ P 7
- (3) [国スポ] デモンストラーションスポーツ実施競技及び  
会場地市町村第 2 次選定・・・・・・・・・・ P 8
- (4) [国スポ・障スポ] 募金・企業協賛基本方針・・・・・・・・・・ P 9
- (5) [障スポ] 競技役員等養成基本計画・・・・・・・・・・ P10～P11
- (6) [国スポ・障スポ] 宿泊基本計画・・・・・・・・・・ P12～P13
- (7) [国スポ・障スポ] 医事・衛生基本計画・・・・・・・・・・ P14～P15
- (8) [国スポ・障スポ] 輸送・交通基本計画・・・・・・・・・・ P16～P19
- (9) [国スポ・障スポ] 専門委員会規程改正・・・・・・・・・・ P20～P25
- (10) [国スポ・障スポ] 基本方針等の改正・・・・・・・・・・ P26
  - ① [国スポ]実施競技選択基本方針・・・・・・・・・・ P27
  - ② [国スポ]デモンストラーションスポーツ実施基本方針・・・・・・・・ P28
  - ③ [国スポ・障スポ]競技役員等編成基本方針・・・・・・・・・・ P29～P30
  - ④ [国スポ・障スポ]宿泊基本方針・・・・・・・・・・ P31
  - ⑤ [国スポ・障スポ]手話・要約筆記ボランティア養成・・・・・・・・ P32

【第 10 回常任委員会決定事項】

- (1) [国スポ・障スポ] 開催準備総合計画改正・・・・・・・・・・ P33～35
- (2) [国スポ] 正式競技開催予定施設の変更・・・・・・・・・・ P36
- (3) [国スポ・障スポ] 募金基本計画・・・・・・・・・・ P37～P38
- (4) [国スポ・障スポ] 文化プログラム実施基本方針・・・・・・・・・・ P39
- (5) [国スポ・障スポ] 県民運動基本計画・・・・・・・・・・ P40
- (6) [国スポ・障スポ] 式典基本方針・・・・・・・・・・ P41
- (7) [国スポ・障スポ] 専門委員会規程改正・・・・・・・・・・ P42～P46

【第 11 回常任委員会決定事項】

- (1) [国スポ・障スポ] 会期（案）・・・・・・・・・・ P47
- (2) [国スポ・障スポ] 正式競技開催予定施設の変更・・・・・・・・・・ P48
- (3) [国スポ] デモンストラーションスポーツ  
実施競技及び会場地市町村第 3 次選定・・・・・・・・・・ P49
- (4) [障スポ] オープン競技実施基本方針・・・・・・・・・・ P50
- (5) [国スポ] 記録業務基本方針・・・・・・・・・・ P51
- (6) [国スポ・障スポ] 宿泊基本計画改正・・・・・・・・・・ P52～P54
- (7) [国スポ・障スポ] 警備・消防・防災基本方針・・・・・・・・・・ P55
- (8) [国スポ・障スポ] 式典基本構想・・・・・・・・・・ 別冊

## 第81回国民スポーツ大会正式競技 会場地市町村第9次選定

競技（種目）		種 別	会場地市町村	開催予定施設
ライフル射撃	50m	全種別	宮崎市	宮崎県ライフル射撃競技場
	10m・AP			
	BR・BP			宮崎市田野体育館

### 【県外開催競技（種目）】

競技（種目）		種 別	会場地市町村	開催予定施設
水泳	飛込	全種別	熊本県熊本市	熊本市総合屋内プール アクアドームくまもと



## 第81回国民スポーツ大会正式競技 開催予定施設の変更

第81回国民スポーツ大会正式競技会場地市町村第2次選定（平成31年1月31日 第3回常任委員会決定）において選定したサッカー競技（成年男子種別）及び第4次選定（令和元年7月1日 第4回常任委員会決定）において選定したラグビーフットボール競技・7人制（成年男子種別・女子種別）の開催予定施設を、次のとおり変更する。

番号	競技(種目)		種別	会場地市町村	開催予定施設		備考
					変更前	変更後	
1	サッカー		成年男子	綾町	綾国際交流広場サッカー場 自然休養村公園小田爪多目的競技場	綾国際交流広場サッカー場 自然休養村公園小田爪多目的競技場 <u>綾てるはふれあい広場</u>	追加
2	ラグビーフットボール	7人制	成年男子 女子	宮崎市	<u>ひなた宮崎県総合運動公園 第3競技場</u>	<u>ひなた宮崎県総合運動公園</u> <u>ひなた陸上競技場</u>	

第81回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ  
実施競技及び会場地市町村第2次選定

番号	実施競技	主管団体名	市町村	開催予定施設
1	ラジオ体操	宮崎市	宮崎市	宮崎市内小学校及び公園等
2	少林寺拳法	宮崎県少林寺拳法連盟		ひなた宮崎県総合運動公園ひなた武道館
3	BMX・スケートボード	宮崎ストリートスポーツ振興協会		宮崎市祇園スポーツパーク
4	ビリヤード	宮崎県ビリヤード協会		Billiards & Games POOL
5	ターゲット・バードゴルフ	宮崎県ターゲット・バードゴルフ協会	日南市	日南市星倉地区運動広場
6	ソフトバレーボール	小林地区バレーボール協会	小林市	小林市市民体育館
7	少年・少女レスリング	一般社団法人串間スポーツクラブ	串間市	串間市民総合体育館
8	ジュニアサッカー	一般社団法人串間スポーツクラブ		串間市総合運動公園 (串間市宮陸上競技場・串間市営運動広場)
9	少年サッカー	西都市スポーツランド推進協議会 Jリーグ等サッカー協力部会	西都市	清水台総合公園多目的広場
10	ノルディックウォーキング	三股町社会福祉協議会	三股町	元気の杜広場～町内各地区
11	フレッシュグラウンド・ゴルフ	高鍋町グラウンド・ゴルフ協会	高鍋町	小丸河畔運動公園
12	ユニカール	宮崎県ユニカール協会	新富町	新富町体育館
13	ウォーキング	西米良村スポーツ協会	西米良村	西米良村中心部(屋外)
14	ミュージックレクリエーション	西都市レクリエーション協会		西米良村トレーニング施設等
15	ラジオ体操	門川町PTA協議会	門川町	門川町内3小学校(門川町立門川小学校・草川小学校・五十鈴小学校)
16	トレッキング	椎葉村教育委員会	椎葉村	扇山登山道
17	キャッチング・ザ・スティック	宮崎県レクリエーション協会	美郷町	美郷町北郷総合交流センター
18	ボッチャ	宮崎県レクリエーション協会		美郷町北郷総合交流センター
19	ラダーゲッター	宮崎県レクリエーション協会		美郷町北郷総合交流センター
20	フロアカーリング	五ヶ瀬町教育委員会	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町総合公園Gパーク 五ヶ瀬ドーム

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 募金・企業協賛基本方針

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を宮崎県で開催するにあたり、県民総参加型によるおもてなしの心あふれる大会の実現を目指すとともに、大会の周知と機運の醸成を図り、円滑な開催に資するため、県内外から幅広く協力を得て、次のとおり募金・企業協賛を実施する。

### 1 募金

すべての県民が大会にかかわる機会となる県民運動やボランティア活動、また、大会の開催を契機として、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進を多くの方に支えていただくため、県内外の個人、企業及び団体を対象として寄附金を募るものとする。

### 2 企業協賛

大会周知のための広報活動や大会の準備・運営を支えていただくため、県内外の企業・団体等を対象として、協賛金及び物品・役務等を募るものとする。

## 第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画

第26回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

### 1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

### 2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、原則、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、県が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

### 3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）については、以下の方法で養成する。
  - ・ 県内外の講師による県内講習会の実施
  - ・ 県外で開催される講習会等への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員については、以下の方法で養成する。
  - ・ 県内外の講師による県内講習会の実施

#### 4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			年 度							
			令和 3年 6年前	令和 4年 5年前	令和 5年 4年前	令和 6年 3年前	令和 7年 2年前	令和 8年 1年前	令和 9年 開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会		資格取得、資格維持、資質向上						
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会		資格取得、資格維持、資質向上					
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会					養成、資質向上		
競技補助員		県内講習会					養成、資質向上			
競技会係員		県内講習会					養成			
競技会補助員		県内講習会					養成			

※ 養成実施年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しをする。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

### 1 配宿業務の実施

#### (1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[障スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

#### (2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

#### (3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績及び宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町村が連携し、仮配宿計画（会場地市町村ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

[障スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

#### (4) 宿泊施設の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町村が、会場地市町村内の旅館の客室提供の促進、近隣（原則として県内）市町村旅館の利用、公共施設等の転用及び民家の利用など、必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡会議を設置する。

[障スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

#### (5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場地市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

[障スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

#### (6) 宿泊環境の整備

[障スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

### 2 宿泊本部の設置

[国スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県及び会場地市町村に宿泊本部を設置する。

[障スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

### 3 宿泊料金の決定

[国スポ]

参加者の宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県が旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[障スポ]

参加者の宿泊料金については、国スポの宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体と協議し、県が決定する。

### 4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

### 5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場地市町村が、必要に応じて調達斡旋を行う。

[障スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

### 6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。

### 1 医療救護対策

#### (1) 救護所及び救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかかつ適切に対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

#### (2) 傷病の発生時の対応等

傷病の予防に関する啓発及び発生時の患者への対応については、パンフレットの作成・配布等により、各都道府県、宿泊施設、医療機関等に周知徹底を図る。

### 2 防疫対策

#### (1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図る。

#### (2) 健康診断の実施

参加者等の、特に消化器系感染症の発生予防のため、宿舎、弁当調製施設等の業務従事者を対象とした、保菌検査（検便）等の健康診断実施の励行に努める。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舎及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の向上を促す。

#### (2) 監視・指導の実施

宿舎や弁当調製施設など食品取扱施設を対象に、監視・指導を行う。

### 4 環境衛生対策

#### (1) 会場及び生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

#### (2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。



- (3) 宿舎の衛生対策  
宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舎に対して必要な指導等を行い、宿舎の衛生対策に努める。
- (4) 飲料水の衛生対策  
安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。
- (5) 衛生害虫等の駆除  
生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。
- (6) 動物の適正管理  
会場及び宿舎等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。
- (7) 受動喫煙防止対策  
望まない受動喫煙が生じないように、競技会場等における受動喫煙防止対策に努める。

## 5 馬事衛生対策

- (1) 防疫対策  
馬術競技出場馬の防疫に万全を期するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫検査や消毒、害虫駆除等の必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努める。
- (2) 出場馬の健康管理  
出場馬の健康保持のため、健康検査や健康観察、装蹄等を実施し、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。
- (3) 厩舎等の管理運営  
出場馬の円滑な入退厩、敷料等の確保や施設の衛生対策等、厩舎等の管理運営を適切に行う。

## 6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

### 1 輸送・交通業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

##### ア 大会参加者

- ① 選手・監督（障スポにおいては選手。以下同じ。）
- ② 都道府県選手団本部役員（障スポにおいては役員。以下同じ。）
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県又は会場地市町村が必要と認めた者

##### イ 一般観覧者

#### (2) 実施期間

##### [国スポ]

原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

##### [障スポ]

原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

#### (3) 業務の範囲

ア 全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

## 2 全国輸送

### (1) 全国輸送計画の策定

県は、全国から来県する大会参加者の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

### (2) 全国輸送の範囲

[国スポ]

各都道府県出発地から宿舎の間とする。

[障スポ]

各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手及び役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

### (3) 集合・解散の方法

大会参加者の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

### (4) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

[国スポ]

県が会場地市町村と協議の上、宿舎の最寄り駅等から1か所以上を指定下車駅として設定する。

[障スポ]

県が、来県の利便性、駅構内及び周辺バス乗降状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、指定乗降地を設定する。

### (5) 指定下車駅及び指定乗降地からの輸送

[国スポ]

指定下車駅と宿舎間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

[障スポ]

指定乗降地と宿舎間の輸送は、輸送距離、道路交通事情ならびに選手、役員等の参集方法を勘案し、県が行う。

### (6) 輸送案内

[国スポ]

県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

[障スポ]

県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

## 3 開・閉会式輸送

### (1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、式典に係る各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

### (2) 開・閉会式輸送の範囲

[国スポ]

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の指定集合地（計画バス輸送の起点・終点となる宿舎近くのバス乗降が可能な場所をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

[障スポ]

選手、役員等の宿舎又は指定集合地と開・閉会式会場及び競技会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舎間の誘導

[国スポ]

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び臨時駐車場等からのシャトルバスの運行など必要な措置を講じて、円滑な輸送に努める。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の車椅子利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるように別に定める許可証を交付する。

#### 4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

[国スポ]

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

(2) 競技会場地輸送計画の策定

[国スポ]

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の選手・監督、都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町村が協議の上、実施する。

[障スポ]

会場地市町村と調整を図り、県が競技会場地輸送計画を策定する。

#### 5 円滑な輸送の実施

(1) 車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス及びタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、緊急時に備えた予備車も含め、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等に車両確保の協力を要請する。

(2) 公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請するなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

(4) 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

(5) 実施に向けた取組

県は、各種調査を実施して、必要となる輸送力や輸送体制及び課題を把握し、解決に向けた対応策を講じるなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て、円滑な輸送が実施できるように努める。

## 6 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

## 7 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

### 1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催準備を効率的に推進するため、宿泊・衛生専門委員会を「宿泊・衛生専門委員会」、「医療救護専門委員会」及び「馬事衛生専門委員会」に再編、施設整備専門委員会を「総務企画専門委員会」に統合し、その他所要の改正を行う。

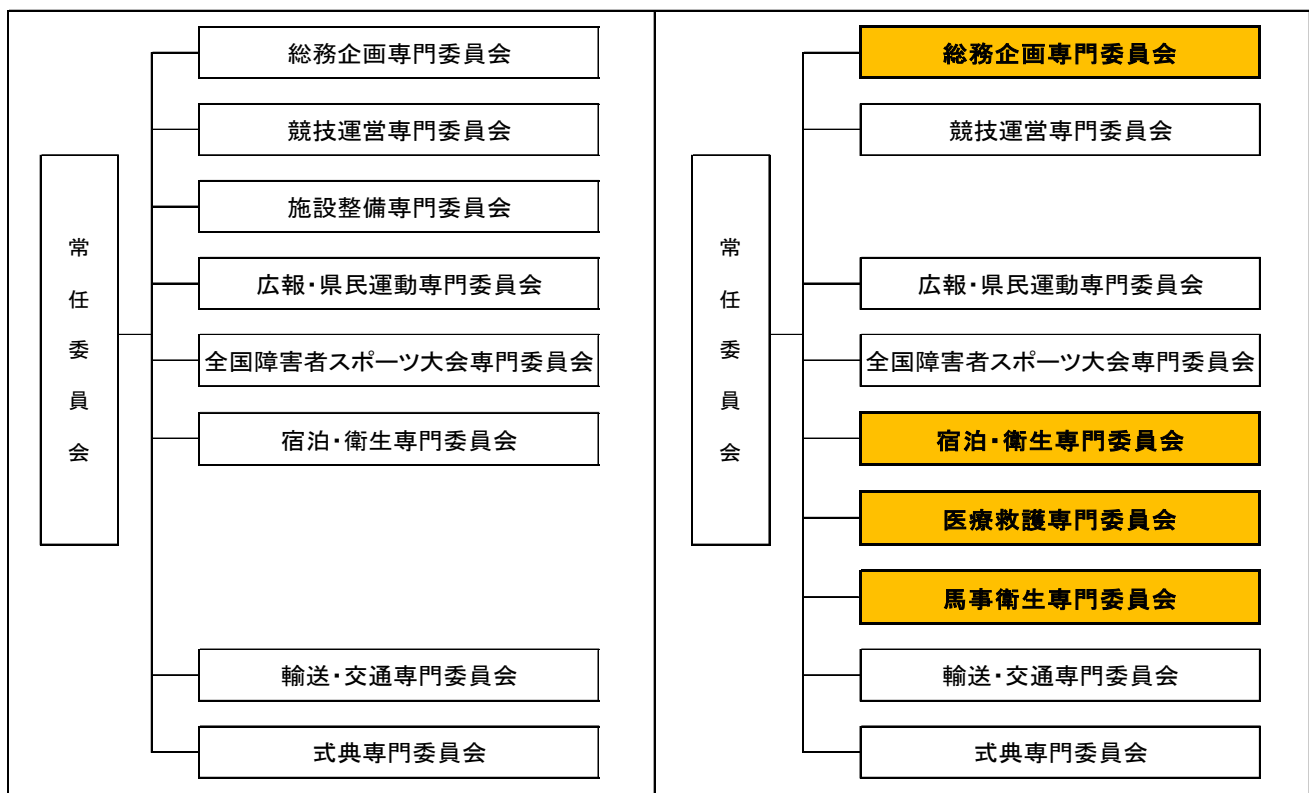
### 2 改正の内容

別紙のとおり

#### <参考> 宮崎県準備委員会 構成図

< 現行 >

< 改正後 >



改正前			改正後		
第1条～第6条 [略] 別表(第2条関係)			第1条～第6条 [略] 別表(第2条関係)		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1～3 [略]  4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1～2 [略]  3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	総務企画 専門委員会	1～3 [略] 4 <u>競技施設、開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。</u> 5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1～2 [略] 3 <u>競技施設、開・閉会式会場及び関連施設に関すること。</u> 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技運営 専門委員会	[略]	[略]	競技運営 専門委員会	[略]	[略]
施設整備 専門委員会	1 <u>競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること。</u> 2 <u>開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関すること。</u> 3 <u>情報通信施設の基本的事項に関すること。</u> 4 <u>その他施設に係る重要事項に関すること。</u>	1 <u>競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。</u> 2 <u>開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。</u> 3 <u>情報通信施設の調査、調整等に関すること。</u> 4 <u>その他施設に係る調査、調整等に関すること。</u>			
[略]			[略]		
宿泊・衛生 専門委員会	1 <u>宿泊の基本的事項に関すること。</u> 2 <u>医事・衛生の基本的事項</u>	1 <u>宿泊業務に関すること。</u> 2 <u>標準献立及び食品調達に関すること。</u>	宿泊・衛生 専門委員会	1 <u>宿泊及び衛生の基本的事項に関すること。</u>	1 <u>宿泊及び衛生に係る計画の推進に関すること。</u>

	<p>に<u>関すること。</u></p> <p>3 <u>その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</u></p>	<p>3 <u>医療救護及び防疫に関すること。</u></p> <p>4 <u>食品衛生及び環境衛生に関すること。</u></p> <p>5 <u>馬事衛生に関すること。</u></p> <p>6 <u>その他宿泊及び医事衛生に関すること。</u></p>		<p>2 <u>その他宿泊及び衛生に係る重要な事項に関すること。</u></p>	<p>2 <u>その他宿泊及び衛生に係る事項の推進に関すること。</u></p>
			<p><u>医療救護専門委員会</u></p>	<p>1 <u>医療救護の基本的事項に関すること。</u></p> <p>2 <u>その他医療救護に係る重要な事項に関すること。</u></p>	<p>1 <u>医療救護に係る計画の推進に関すること。</u></p> <p>2 <u>その他医療救護に係る事項の推進に関すること。</u></p>
			<p><u>馬事衛生専門委員会</u></p>	<p>1 <u>馬事衛生の基本的事項に関すること。</u></p> <p>2 <u>その他馬事衛生に係る重要な事項に関すること。</u></p>	<p>1 <u>馬事衛生に係る計画の推進に関すること。</u></p> <p>2 <u>その他馬事衛生に係る事項の推進に関すること。</u></p>
[略]			[略]		
<p>式典専門委員会</p>	[略]	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>大会旗・炬火リレーに関すること。</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>式典専門委員会</p>	[略]	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>大会旗・炬火イベントに関すること。</u></p> <p>5 [略]</p>



## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 4 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関すること。</li> <li>2 会場地選定に関すること（デモンストレーションスポーツ、オープン競技を除く）。</li> <li>3 県及び会場地市町村の業務分担に関すること。</li> <li>4 <u>競技施設、開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。</u></li> <li>5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関すること。</li> <li>2 文化プログラムに関すること。</li> <li>3 <u>競技施設、開・閉会式会場及び関連施設に関すること。</u></li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</li> </ol>
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営等の基本的事項に関すること。</li> <li>2 競技運営に係る計画の立案に関すること。</li> <li>3 競技用具の整備計画の事項に関すること。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツの実施競技及び会場地市町村の選定に関すること。</li> <li>5 その他の競技運営に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 競技役員等の養成及び編成に関すること。</li> <li>3 競技用具整備の推進に関すること。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツに関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く）。</li> <li>5 リハーサル大会に関すること。</li> <li>6 競技記録に関すること。</li> <li>7 その他競技運営に関すること。</li> </ol>
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の基本的事項に関すること。</li> <li>2 県民運動の基本的事項に関すること。</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び啓発の実施に関すること。</li> <li>2 県民運動の推進に関すること。</li> <li>3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。</li> <li>4 報道機関との調整に関すること。</li> <li>5 記録映像及び記録写真に関すること。</li> <li>6 その他広報及び県民運動に関すること。</li> </ol>
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運営に係る計画の立案に関すること。</li> <li>2 オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関すること。</li> <li>3 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 その他全国障害者スポーツ大会に関すること（他の専門委員会の委任事項は除く）。</li> </ol>

委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>宿泊及び衛生の基本的事項に関すること。</u></li> <li>2 <u>その他宿泊及び衛生に係る重要な事項に関すること。</u></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>宿泊及び衛生に係る計画の推進に関すること。</u></li> <li>2 <u>その他宿泊及び衛生に係る事項の推進に関すること。</u></li> </ol>
医療救護専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>医療救護の基本的事項に関すること。</u></li> <li>2 <u>その他医療救護に係る重要な事項に関すること。</u></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>医療救護に係る計画の推進に関すること。</u></li> <li>2 <u>その他医療救護に係る事項の推進に関すること。</u></li> </ol>
馬事衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>馬事衛生の基本的事項に関すること。</u></li> <li>2 <u>その他馬事衛生に係る重要な事項に関すること。</u></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>馬事衛生に係る計画の推進に関すること。</u></li> <li>2 <u>その他馬事衛生に係る事項の推進に関すること。</u></li> </ol>
輸送・交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通の基本的事項に関すること。</li> <li>2 その他輸送・交通に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国輸送に関すること。</li> <li>2 開・閉会式の輸送に関すること。</li> <li>3 競技会場地の輸送に関すること。</li> <li>4 その他輸送及び交通に関すること。</li> </ol>
式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典の基本的事項に関すること。</li> <li>2 その他式典に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式の企画及び運営に関すること。</li> <li>2 式典音楽に関すること。</li> <li>3 式典演技に関すること。</li> <li>4 大会旗・<u>炬火イベント</u>に関すること。</li> <li>5 その他式典に関すること。</li> </ol>

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 基本方針等の改正

### 1 改正理由

県準備委員会の各規程における表記を統一するため、以下のとおり所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

- (1) 「公益財団法人宮崎県体育協会」を「公益財団法人宮崎県スポーツ協会」に改めるほか、デモンストレーションスポーツにおける実施競技の表記を統一する。

#### 【対象規定】

- ① 第81回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針
- ② 第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

- (2) 「県準備（実行）委員会」または「宮崎県準備委員会」を「県」に改め、「会場地市町村準備（実行）委員会」を「会場地市町村」に改める。

#### 【対象規定】

- ① 第81回国民スポーツ大会競技役員等編成基本方針
- ② 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針
- ③ 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会手話要約・筆記ボランティアの養成について

- (3) 「料金」を「宿泊料金」に改める。

#### 【対象規定】

- ① 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針

## 第 8 1 回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会で実施する競技は、「国民体育大会開催基準要項及び同細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」に定められている正式競技及び特別競技のほか、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの普及・振興を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 公開競技は、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビックの 7 競技のうち、中央競技団体等と協議の上、実施競技を選択する。
- 2 デモンストレーションスポーツは、正式競技、特別競技及び公開競技として選択されない競技のうち、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下、「県スポ協」という。）に加盟する競技団体の競技又は県スポ協が推薦する競技・レクリエーションの中から、市町村の希望や競技団体の意向を踏まえ、関係機関・団体との協議の上、実施競技を選択する。

## 第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則、国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

### 1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の大会への参加機会をより多く設けるとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指す。
- (2) デモスポへの参加を通じて、世代間や地域間の交流の輪を広げ、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを目指す。

### 2 実施競技の実施

競技は、次の事項について総合的に検討し、実施する。

- (1) 正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で公益財団法人宮崎県スポーツ協会に加盟する競技団体の競技又は推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、又は普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

### 3 会場地市町村の選定

会場地は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

### 4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は、別に定める。
- (2) 実施時期は、当該大会開催年度の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、原則として1日とする。

### 5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担は、第81回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針の定めるところによる。

## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

### 1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」（以下「要項」という。）及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、**県**が、**会場地市町村**及び**県・中央競技団体**と十分協議して行うこととする。
- (2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

### 2 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容は、別表のとおりとする。
- (2) 競技役員等の編成案は、**会場地市町村**が競技団体等と協議の上作成し、**県**において決定する。

### 3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手並びに競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2 競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

【別表】 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

	役職名	定義	編成方法	業務内容
競技会運営 (試合等)	①競技会役員	要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員	—
	②競技役員			
	審判員	競技の審判に携わる者	○原則として、県内有資格者 ○必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含める。	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、会場、記録送受信、総合成績計算 等
	運営員	競技会の運営に携わる者(審判員を除く。)	○原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者等 ○必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含める。	
③競技補助員	競技役員の仕事補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者	競技役員の仕事補助	
競技会場運営	①競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等	総括、総務、接待、宿泊、輸送、警備、駐車場、入場券販売、施設管理、会場美化、練習会場、会場整理、プログラム販売、受付案内、弁当、等
	②競技会補助員	競技会係員の仕事補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者	競技会係員の仕事補助

注) 競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容である。



## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事については、国スポ及び障スポ（以下「大会」という。）の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、宮崎の多彩な魅力を全国へ発信するため、次の方針に基づき実施する。

### 1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議の上、公共施設、民家等及び近隣市町村（原則として県内）の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

### 2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 大会の選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- (4) 障スポ参加者にとって、利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

### 3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県が決定する。

### 4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 手話・要約筆記ボランティア養成について

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者に分かりやすい情報提供を行い、聴覚障がいのある参加者等への情報保障を図るため、次の方針により手話・要約筆記ボランティアを養成するものとする。

### 1 手話・要約筆記ボランティア養成基本方針

- (1) 手話・要約筆記ボランティアの養成は、**県**が、会場地市町村、障がい者関係団体等の協力を得ながら行う。
- (2) 手話・要約筆記ボランティアは、1 人 1 業務を原則とし、県民の障がいへの理解を深めるため、できる限り県内において養成するものとし、配慮が必要な参加者等に適切な対応を取ることができるよう配置する。
- (3) 手話・要約筆記ボランティアの養成にあたっては、障がいのある人も無い人も広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

### 2 手話・要約筆記ボランティアの定義

手話・要約筆記ボランティアは、以下に定義する業務に従事するボランティアをいう。

ボランティア種別	業務内容	人数 (想定)
手話	手話による情報支援及びコミュニケーションの保障	400人
要約筆記 (手書き)	ノートテイクやホワイトボードを使用した情報支援	150人
要約筆記 (PC)	パソコンに入力したデータ情報による情報支援	50人

### 3 養成計画

手話・要約筆記ボランティアは、以下の計画により養成する。

2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)
【開催 6 年前】	【開催 5 年前】	【開催 4 年前】	【開催 3 年前】	【開催 2 年前】	【開催 1 年前】	【開催年】
(A) 【大会に向けて新規養成するもの】						
基本方針策定	指導者・リーダー養成 ・カリキュラム、養成テキスト検討 ・カリキュラム、養成テキスト作成			配置計画策定	リハーサル大会 (国スポ)	リハーサル大会 (障スポ)
	普及啓発 ・研修会開催 ・出前講座実施 等	募集・登録	養成			国スポ・障スポ
先催大会視察						
(B) 【障がい福祉課所管事業】						
手話奉仕員等養成, 要約筆記者養成						

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画を次のとおり改正する。

### 1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会組織の再編・統合に伴い、計画全般を見直したため。

### 2 改正の内容

別紙のとおり

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障

①	年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
	西 暦	2017	2018	2019	2020	2021	
	逆 年	(開催 1 0 年前)	(開催 9 年前)	(開催 8 年前)	(開催 7 年前)	(開催 6 年前)	
	開 催 県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県 (中止)	三重県 (中止)	
②	開催手続	開催内々定				県議会開催決議(R4.2)	
		開催要望書提出 (平成27年4月17日)			中央競技団体 正規視察		
③	組 織	準備委員会		国スポ・障スポ準備委員会			
		総 会					
		常任委員会					
		総務企画専門委員会	広報・県民運動専門委員会	全国障害者スポーツ大会 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会	医療救護専門委員会	
		競技運営専門委員会			輸送・交通専門委員会	馬事衛生専門委員会	
		施設整備専門委員会			式典専門委員会		
	必要に応じて各専門委員会内に部会を						
	全体計画		開催基本方針等		開催基本構想策定		
			開催準備総合計画		開催準備総合計画 (2 次)	開催準備総合計画 (3 次)	
	専 門 委 員 会 ( 実 行 委 員 会 )	総 務 企 画	会場地選定	会場地市町村選定基本方針 会場地市町村選定基準	【国スポ】正式競技、特別競技、公開競技、 開・閉会式 会場地市町村選定 (数次)		開・閉会式
			経 費 負 担	県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針	県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目		
			文化プログラム	競技団体及び市町村への意向調査・ヒアリング			
			行 幸 啓 関 係 総 合 案 内				
		募 金 ・ 協 賛				募金・企業協賛基本方針	
		競 技 ・ 式 典					
会 場 情 報 通 信							
競 技 運 営		競 技 運 営	競技役員等養成基本計画 競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針	競技役員等養成事業 公開競技実施基本方針 デモンストレーション スポーツ実施基本方針		デモンストレーションスポーツ実施競技・会場地選定 ●●	
		競 技 用 具		競技用具整備基本方針	競技用具整備要項	競技用具整備計画	
広 報 県 民 運 動		広 報		広報基本方針・基本計画 マスコットキャラクター、愛称・スローガン募集・決定		広報	
	県 民 運 動		県民運動基本方針				
全 国 障 害 者 ス ポー ツ 大 会	競 技 運 営			会場地選定の 進め方	正式競技 (会場地選定)		
施 設 整 備	競 技 ・ 式 典 会 場	競技施設整備基本方針	競技施設基準 競技施設整備調査		競技施設整備計画		
	情 報 通 信						
宿 泊 衛 生	宿 泊				宿泊基本方針 宿泊基本計画		
	食 品 衛 生 環 境 衛 生				医事・衛生基本方針 医事・衛生基本計画		
輸 送 交 通	輸 送 ・ 交 通				輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画		
式 典	開 ・ 閉 会 式 等 式 典						
医 療 救 護	医 療 救 護 防 疫						
馬 事 衛 生	馬 事 衛 生						
警 備 消 防 防 災	警 備 ・ 消 防						
④ 準 備 組 織 等	市 町 村	市町村担当者会議					
	競 技 団 体	競技団体担当者会議	競技運営計画・ 競技役員等養成計画の作成				

害者スポーツ大会開催準備総合計画

令和4年度 2022 (開催5年前) 栃木県	令和5年度 2023 (開催4年前) [特別大会] 鹿児島県	令和6年度 2024 (開催3年前) 佐賀県	令和7年度 2025 (開催2年前) 滋賀県	令和8年度 2026 (開催1年前) 青森県	令和9年度 2027 (開催年) 宮崎県
開催内定 開催申請書提出 (文部科学省・日スポ協)		開催決定・会期決定 文部科学省・日スポ協 総合視察 実行委員会		国スポリハーサル大会	障スポリハーサル大会
警備・消防・防災専門委員会 設置					
開催準備総合計画(4次)		開催準備総合計画(5次)			大会報告書
【障スポ】正式競技 会場地市町村選定(数次)					
文化プログラム基本方針	文化プログラム事業募集等(実施要項、募集、登録等)			文化プログラムの実施	
	警備基本方針・基本計画	警備等実施計画、日程等調整		日程最終調整	
	総合案内基本方針	総合案内準備の推進		総合案内	
募金基本計画	募金活動の推進				
	企業協賛活動の推進				
競技施設整備計画	競技施設及び式典会場整備の推進				
	会場管理基本方針	会場管理基本計画	会場管理体制の整備		
	情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの調整	情報通信本部	
			競技役員等編成	総監督会議	
記録業務基本方針	記録関係業務基本計画			記録本部	
	競技日程決定		リハーサル大会実施本部	総合・競技別 プログラム	
	競技用具整備の推進				
活動の推進(ホームページ、広報誌、ポスター、懸垂幕、横断幕、記録映像等)	イメージソング等				
開催内定イベント	開催決定イベント		開催1年前イベント	全国報道者会議	
県民運動基本計画	県民運動の推進(各種媒体の作成及び配布、花いっぱい運動等の実施団体の支援など)			報道本部	
	ボランティア(大会運営等)の募集・養成				
オープン競技実施基本方針	オープン競技 実施競技・会場選定		競技用具整備	大会実施本部	
	競技役員等(障スポ特有種目)の養成・ボランティア(情報支援、選手団サポート)募集・養成等				
宿泊施設等基礎調査	宿泊準備の推進(総合配宿計画、宿泊施設充足対策、宿泊料金等)		宿泊要項	宿泊本部	
	● 食事の提供準備の推進、弁当の提供準備の推進				
	● 食品衛生対策の推進				
	● 環境衛生対策の推進				
輸送・交通基礎調査	輸送・交通総合調査		全国輸送計画・会場輸送調整		
輸送・交通業務指針			開・閉会式輸送実施計画	輸送本部	
			交通規制計画		
式典基本方針	式典基本計画		式典実施計画	式典本部	
式典基本構想	式典準備の推進(式典演技、式典音楽、炬火イベント、リハーサル等)				
	● 医療救護対策の推進・防疫対策の推進			救護本部・救護所	
	● 馬事衛生対策の推進			馬事衛生対策本部	
警備・消防防災基本方針	警備・消防防災基本計画			警備本部	
	警備・消防・防災準備の推進(関係機関との協力体制構築、業務指針、マニュアル等の作成など)			消防・防災本部	
会場地市町村国スポ・障スポ 準備委員会(随時設置)		会場地市町村国スポ・障スポ 実行委員会			市町村競技会実施本部
競技役員等養成の推進					

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

リハーサル大会(障スポ)

## 第81回国民スポーツ大会正式競技開催予定施設の変更

第81回国民スポーツ大会正式競技会場地市町村第1次選定（平成30年7月9日 第2回常任委員会決定）において選定したソフトボール競技（少年男子種別・少年女子種別）の開催予定施設を以下のとおり変更する。

### 1 国民スポーツ大会正式競技

競技	種別	市町村	開催予定施設変更	
			変更前	変更後
ソフトボール	少年男子 少年女子	日向市	お倉ヶ浜総合公園野球場 お倉ヶ浜総合公園広場	お倉ヶ浜総合公園野球場 お倉ヶ浜総合公園運動広場 お倉ヶ浜総合公園第2多目的広場

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 募金基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の募金については、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛基本方針」に基づき、次のとおり推進する。

### 1 募金の名称

募金の名称は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ募金」（以下「募金」という。）とする。

### 2 募金の種類

#### (1) 個人募金

広報紙、各種メディア、リーフレット等を活用し、広く県民に募金を呼びかける。

#### (2) 職場・職域募金

企業・団体等に勤務する個人に対し、職場単位の募金を呼びかける。

#### (3) 募金箱募金

各施設等に募金箱を設置し、募金を呼びかける。

#### (4) イベント募金

各種イベントと連携し、募金を呼びかける。

#### (5) 企業・団体募金

企業協賛と併せて、企業・団体による募金を呼びかける。

#### (6) グッズ販売募金

マスコットキャラクターを活用した各種グッズを販売し、その売上げを募金に充当する。

### 3 募金の期間

募金の期間は、令和5年8月1日から両大会の終了する日の属する月の末日までとする。

### 4 募金の対象者

募金の対象者は、県内外の個人、団体及び企業とする。

### 5 募金の受入れ

募金の受入れは、県が行うものとする。

### 6 募金の使途

募金は、両大会のボランティア活動をはじめとした県民運動などの大会運営やスポーツを活かした「未来のみやざき」づくりの推進のために活用する。

7 寄附者に対する謝意表明

一定額以上の寄附者に対しては、別に定めるところにより謝意表明を実施する。

8 その他

(1) 県は、市町村及び競技団体と協力して、募金活動を推進する。

(2) この基本計画に定めるもののほか、募金の推進に必要な事項は、別に定める。



## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針

### 1 目 的

多くの県民が文化・芸術活動を通して第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加することで、開催機運を盛り上げるとともに、県民総参加型の大会を目指す。

あわせて、神話や伝統文化、豊かな自然や食、充実したスポーツ環境等、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

### 2 内 容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、県が認めたものとする。

- (1) スポーツに関する文化・芸術事業
- (2) 本県の文化・芸術等を発信する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

### 3 実 施 者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする（宗教団体、政治団体は除く）。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、県、市町村及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 通信、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関
- (4) その他、県が上記各号に準ずると認めるもの。

### 4 期 間

文化プログラムの実施期間は、原則として、大会開催年の1月1日から12月31日までとする。

### 5 開 催 地

文化プログラムは原則として県内で実施する。

### 6 経 費 負 担

文化プログラムの実施に係る経費は、3に定める各事業の実施者が負担する。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、次の具体的取組により、大会開催に向けた全県的な県民運動を推進する。

- 1 すべての県民が、大会やイベント、ボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げる。
  - (1) 総合開・閉会式の運営や出演、炬火イベント等への参加
  - (2) 競技会場での観戦や選手の応援
  - (3) ボランティア活動への参加
  - (4) 募金や企業協賛による協力
  
- 2 すべての県民が、来県者等を“おもてなしの心”で温かく迎える。
  - (1) 明るい挨拶と親切、丁寧な対応で来県者を歓迎
  - (2) たくさんの花ときれいな町づくり
  - (3) のぼり旗や横断幕、案内看板等による歓迎・応援
  - (4) 郷土料理や御当地グルメ、特産品でのおもてなし
  
- 3 すべての県民が、スポーツとの関わりを通じ、スポーツの素晴らしさを体感し、生涯にわたりスポーツ活動に親しむ。
  - (1) デモンストラーションスポーツや各種スポーツ大会・イベント等への参加
  - (2) 県内で行われる各種スポーツ大会・キャンプ等の観戦や応援
  - (3) ライフステージに応じた日常的なスポーツ活動の実践
  
- 4 すべての県民が、来県者等との交流を通じて、宮崎県の多彩な魅力を全国に向けて発信する。
  - (1) 豊かな自然や歴史、文化、食などの宮崎の多彩な魅力紹介
  - (2) 地産地消の推進や宮崎の郷土料理、御当地グルメ等の紹介
  - (3) 地域ブランドの積極的なPR

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の式典は、「国民体育大会開催基準要項」、「同規則」及び「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」並びに「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」を踏まえ、「紡ぐ感動 神話となれ」のスローガンのもと、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」にふさわしい式典とする。

### 1 基本理念

- (1) 「チームみやざき」の一員である県民が様々な形で参加し、元気・勇気・感動を共有できる式典とする。
- (2) 宮崎の魅力を全国に発信し、来県者をおもてなしの心で温かく迎えるとともに、参加者の記憶に残る式典とする。
- (3) アスリートファーストの視点に立ち、簡素化を図りながらも創意工夫を凝らした式典とする。

### 2 式典の構成

式典は、国スポ及び障スポ（以下「大会」という。）の開・閉会式、各競技会の表彰式（以下「表彰式」という。）、炬火イベントで構成する。

#### (1) 大会の開・閉会式

国スポの総合開・閉会式は、「国民体育大会開催基準要項第20項」に規定する式典、役員・選手団入退場及び集団演技で構成する。障スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。

#### (2) 表彰式

国スポの表彰式は、「国民体育大会開催基準要項細則第9項」の規定により構成する。障スポの表彰式は、国スポに準じた構成とする。

#### (3) 炬火イベント

炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事及び大会の開・閉会式で構成する。

### 3 式典の企画・運営

#### (1) 大会の開・閉会式

開・閉会式は、県が企画・運営に当たる。

#### (2) 表彰式

国スポの表彰式は、県が別に定める要項に基づき、会場地市町村が関係競技団体と協議の上、企画・運営に当たる。障スポの表彰式は、県が会場地市町村及び競技運営主管団体と協議の上、企画し、会場地市町村及び競技運営主管団体が運営に当たる。

#### (3) 炬火イベント

炬火イベントは、県及び会場地市町村が別に定める要項に基づくものとする。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

### 1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の運営を安全かつ円滑に行うため「警備・消防・防災専門委員会」を設置する。

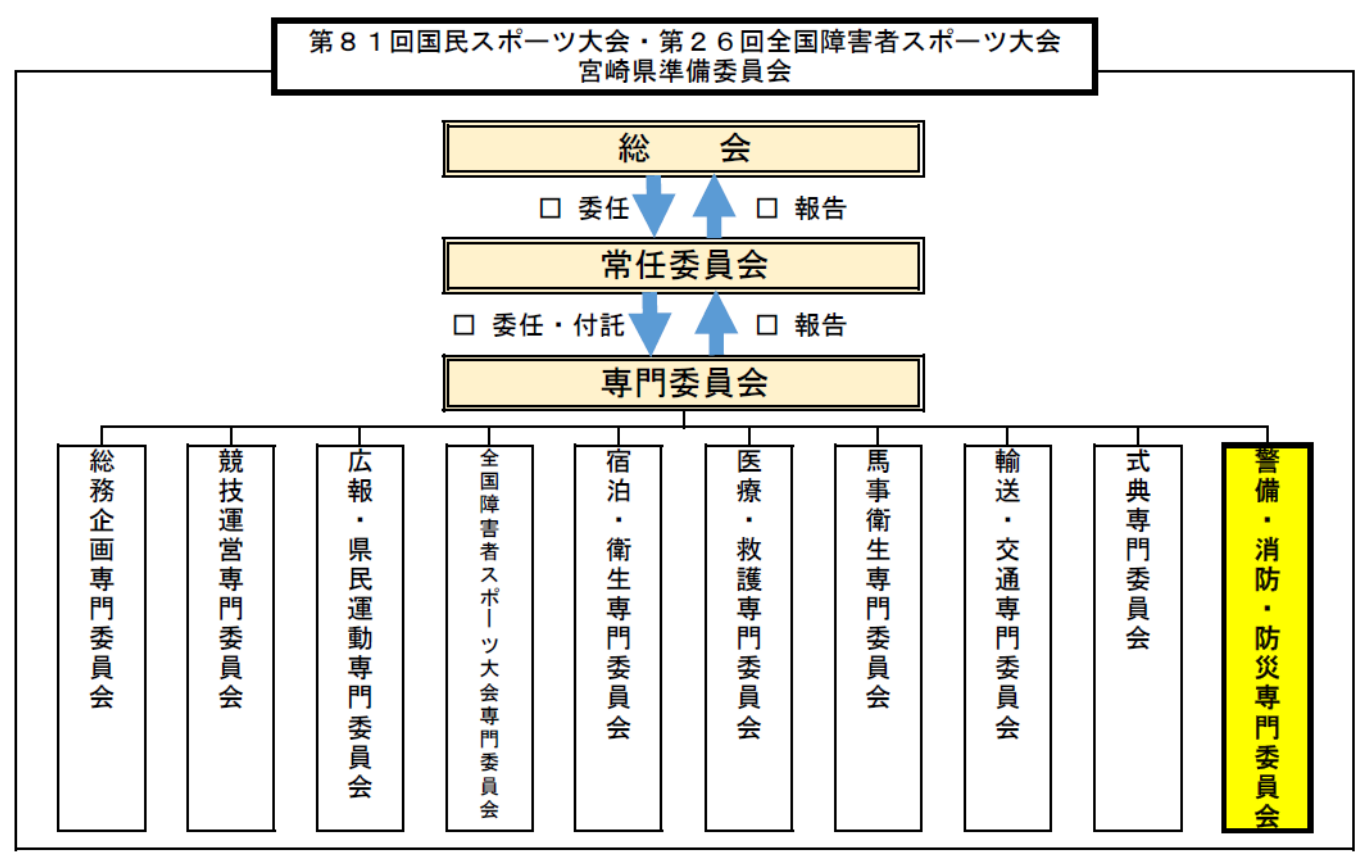
### 2 改正の内容

別紙のとおり

### 3 施行日

令和4年8月22日

<参 考> 宮崎県準備委員会構成図



## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 4 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年8月22日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関する事 と。</li> <li>2 会場地選定に関する事（デモン ストレーションスポーツ、オープン 競技を除く）。</li> <li>3 県及び会場地市町村の業務分担に 関する事。</li> <li>4 競技施設、開・閉会式会場及び開 連施設の基本的事項に関する事。</li> <li>5 他の専門委員会に属さない重要な 事項に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関する事 と。</li> <li>2 文化プログラムに関する事。</li> <li>3 競技施設、開・閉会式会場及び開 連施設に関する事。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項に 関する事。</li> </ol>
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営等の基本的事項に関する 事。</li> <li>2 競技運営に係る計画の立案に関す る事。</li> <li>3 競技用具の整備計画の事項に関す る事。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツの 実施競技及び会場地市町村の選定に 関する事。</li> <li>5 その他の競技運営に係る重要な事 項に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関す る事。</li> <li>2 競技役員等の養成及び編成に関す る事。</li> <li>3 競技用具整備の推進に関するこ と。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツに 関する事（実施競技及び会場地市 町村選定を除く）。</li> <li>5 リハーサル大会に関する事。</li> <li>6 競技記録に関する事。</li> <li>7 その他競技運営に関する事。</li> </ol>
広報・県民運動専門委 員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の基本的事項に関する事。</li> <li>2 県民運動の基本的事項に関するこ と。</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る重 要な事項に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び啓発の実施に関するこ と。</li> <li>2 県民運動の推進に関する事。</li> <li>3 愛称・スローガン、マスコット等 に関する事。</li> <li>4 報道機関との調整に関する事。</li> <li>5 記録映像及び記録写真に関するこ と。</li> <li>6 その他広報及び県民運動に関する 事。</li> </ol>
全国障害者スポーツ大 会専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の立案に関する事。</li> <li>2 オープン競技の実施競技及び会場 地市町村の選定に関する事。</li> <li>3 その他全国障害者スポーツ大会に 係る重要な事項に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の推進に関する事。</li> <li>2 その他全国障害者スポーツ大会に 関する事（他の専門委員会の委任 事項は除く）。</li> </ol>

委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊及び衛生の基本的事項に関する こと。 2 その他宿泊及び衛生に係る重要な 事項に関すること。	1 宿泊及び衛生に係る計画の推進に 関すること。 2 その他宿泊及び衛生に係る事項の 推進に関すること。
医療救護専門委員会	1 医療救護の基本的事項に関するこ と。 2 その他医療救護に係る重要な事項 に関すること。	1 医療救護に係る計画の推進に関す ること。 2 その他医療救護に係る事項の推進 に関すること。
馬事衛生専門委員会	1 馬事衛生の基本的事項に関するこ と。 2 その他馬事衛生に係る重要な事項 に関すること。	1 馬事衛生に係る計画の推進に関す ること。 2 その他馬事衛生に係る事項の推進 に関すること。
輸送・交通専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関す ること。 2 その他輸送・交通に係る重要な事 項に関すること。	1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場の輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関 すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に関す ること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・炬火イベントに関するこ と。 5 その他式典に関すること。
<b>警備・消防・防災専門 委員会</b>	1 <u>警備及び消防・防災の基本的事項 に関すること。</u> 2 <u>その他警備及び消防・防災に係る 重要な事項に関すること。</u>	1 <u>警備及び消防・防災に係る計画の 推進に関すること。</u> 2 <u>その他警備及び消防・防災に係る 事項の推進に関すること。</u>



## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 会期(案)

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会会期案を次のとおりとする。

### 1 国民スポーツ大会会期(案)

希望順位	日程
1	令和9年9月25日(土)～10月5日(火)
2	令和9年9月26日(日)～10月6日(水)
3	令和9年9月19日(日)～9月29日(水)

### 2 全国障害者スポーツ大会会期(案)

希望順位	日程
1	令和9年10月23日(土)～10月25日(月)
2	令和9年10月9日(土)～10月11日(月)

## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 正式競技 開催予定施設の変更

第 8 1 回国民スポーツ大会正式競技会場地市町村第 2 次選定（平成 3 1 年 1 月 3 1 日 第 3 回常任委員会決定）において選定したバレーボール競技・6 人制（少年女子）及び第 4 次選定（令和元年 7 月 1 日 第 4 回常任委員会決定）において選定した体操競技・トランポリン（全種別）並びに、第 2 6 回全国障害者スポーツ大会正式競技会場地市町村第 2 次選定（令和 3 年 7 月 5 日 第 8 回常任委員会決定事項）において選定したバレーボール競技（精神）の開催予定施設を、次のとおり変更する。

### 第 8 1 回国民スポーツ大会 正式競技

競技（種目）		種 別	市町村	開催予定施設	
				変更前	変更後
バレー ボール	6 人制	少年女子	小林市	<u>小林市市民体育館</u>	<u>（仮称）健幸のまちづ くり拠点施設</u>
体操	トラン ポリン	全種別			

### 第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 正式競技

競 技 名	障がい 種別	会場地 市町村	開催予定施設	
			変更前	変更後
バレーボール	精神	小林市	<u>小林市市民体育館</u>	<u>（仮称）健幸のまちづ くり拠点施設</u>

第81回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ  
実施競技及び会場地市町村第3次選定

番号	実施競技	主管団体名	市町村	開催予定施設
1	3B体操	公益社団法人日本3B体操協会宮崎県支部	延岡市	新宮崎県体育館
2	ウォーキング	延岡市スポーツ推進委員協議会		新宮崎県体育館周辺
3	ウォーキング	えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	えびの市	えびの市文化の杜～木崎原古戦場跡
4	健幸増進グラウンド・ゴルフ	高原町グラウンド・ゴルフ協会	高原町	高原町総合運動公園多目的芝生広場
5	スポーツウエルネス吹矢	宮崎県スポーツウエルネス吹矢協会	国富町	アリーナくにとみ
6	ミニテニス	宮崎県ミニテニス協会	綾町	綾てるはドーム
7	エンジョイエアロビック	宮崎県エアロビック連盟	木城町	木城町体育館
8	enjoy T&F GP	特定非営利活動法人都農enjoy スポーツクラブ	都農町	藤見公園陸上競技場
9	ラジオ体操	都農町スポーツ推進委員協議会		藤見公園陸上競技場
10	モルック	高千穂町教育委員会	高千穂町	国見ヶ丘 ※雨天時は高千穂町武道館
11	森林セラピーウォーキング	日之影町森林セラピー推進協議会	日之影町	TR鉄道跡地散策コース

## 第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針

第 2 6 回全国障害者スポーツ大会におけるオープン競技は、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「日本パラスポーツ協会」とする）制定）に定めるもののほか、この基本方針により実施する。

### 1 趣 旨

障がい者スポーツの一層の普及・振興を図る観点から、第 2 6 回全国障害者スポーツ大会において、全国障害者スポーツ大会競技規則（日本パラスポーツ協会制定）に定める個人競技及び団体競技（以下「正式競技」とする）以外の競技をオープン競技として実施する。

なお、オープン競技は、正式競技の開催に支障のない範囲で実施するものとする。

### 2 募 集

広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められる競技について、県内の関係団体等へ公募する。

### 3 運営・経費

オープン競技の実施を希望する団体（以下「実施団体」とする）は、競技会開催にあたり必要な業務について、すべての運営を行う。

また、競技会開催に係る経費については、実施団体の負担とする。

### 4 選定基準

実施するオープン競技の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施団体が、自主運営により競技会を実施できること。
- (2) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (3) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (4) 既設の競技施設により実施可能であること。
- (5) 原則として、第 2 6 回全国障害者スポーツ大会の開催期間内に実施が可能であること。

## 第 8 1 回国民スポーツ大会 記録業務基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会における競技成績等記録の収集・発表及び総合成績の算出に関する業務（以下「記録業務」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」及び「国民体育大会記録情報処理要項」に基づき行うほか、次の基本方針により実施する。

### 1 記録業務の推進

県、会場地市町村及び関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

### 2 記録本部の設置

県及び会場地市町村は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。

### 3 記録システムの使用

県は、記録業務を効率的に実施するため、競技成績等記録を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。

### 4 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画の改正について

### 1 改正の理由

既定の宿泊基本計画においては、選手のコンディショニングを考慮し本県国スポ・障スポに向けて新たに標準献立を作成する旨を明記していたが、本県は既存のアスリート向け献立集があることから、新たに標準献立を作成するのではなく既存の献立集の活用を提案するため。

※なお、改正した場合においては宿舎ごとに提供する食事内容の平準化を図るため、アスリート向け献立集に基づき選手の 1 日当たりの栄養基準量に対応した食品構成や食事を提供する際のルール（最低限の品数、生もの・揚げ物の提供の有無等）について明記した食事の提供方針を別途定めることとする。

### 2 改正の内容

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会  
宿泊基本計画案（別紙のとおり）

改正前	改正後
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
<b>4 標準献立の作成</b> 参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。 また、選手が十分に活躍できるよう <u>標準献立</u> を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、 <u>標準献立</u> の普及に努める。	<b>4 食事の提供</b> 参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。 また、選手が十分に活躍できるよう <u>食事の提供方針</u> を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、 <u>提供方針</u> の普及に努める。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

### 1 配宿業務の実施

#### (1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[障スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

#### (2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

#### (3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績及び宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町村が連携し、仮配宿計画（会場地市町村ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

[障スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

#### (4) 宿泊施設の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町村が、会場地市町村内の旅館の客室提供の促進、近隣（原則として県内）市町村旅館の利用、公共施設等の転用及び民家の利用など、必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡会議を設置する。

[障スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

#### (5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場地市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

[障スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

#### (6) 宿泊環境の整備

[障スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

## 2 宿泊本部の設置

[国スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県及び会場地市町村に宿泊本部を設置する。

[障スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

## 3 宿泊料金の決定

[国スポ]

参加者の宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県が旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[障スポ]

参加者の宿泊料金については、国スポの宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体と協議し、県が決定する。

## 4 食事の提供

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう食事の提供方針を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、提供方針の普及に努める。

## 5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場地市町村が、必要に応じて調達斡旋を行う。

[障スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

## 6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。



## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 警備・消防・防災基本方針

### 1 趣旨

第 8 1 回国民スポーツ大会及び第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という）における警備・消防・防災対策については、警察、消防、医療等の関係機関及び団体との緊密な連携のもとに、警備・消防・防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な両大会の運営が行われるよう万全を期するものとする。

### 2 実施区分

#### (1) 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「会場等」という。）における事件・事故防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中には、関係機関及び団体の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

#### (2) 消防防災対策

会場等の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、大会期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

#### (3) 大規模災害・突発重大事案対策

会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

#### (4) 関係機関及び団体との連絡調整

県及び会場地市町村は、関係機関及び団体と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防・防災対策の円滑な推進を図る。

## 第26回全国障害者スポーツ大会 実施競技の名称変更

第26回全国障害者スポーツ大会実施競技において競技団体の名称変更に伴い、競技名称に変更があったことから、以下のとおり報告する。

実 施 競 技 名 称	
変更前	変更後
フットベースボール	フットソフトボール

## 第26回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定状況一覧【競技別】

### 【開・閉会式】

内 容	市町村	開催予定施設
開・閉会式	都城市	(仮称) 新宮崎県陸上競技場

※荒天等により屋内で開催の場合「都城市総合文化ホール」

### 【実施競技】

番号	競技(種目)	障がい種別	市町村	開催予定施設
1	陸上競技	身体・知的	都城市	(仮称) 新宮崎県陸上競技場
2	水泳	身体・知的	宮崎市	(仮称) 新宮崎県プール
3	アーチェリー	身体	高原町	高原町総合運動公園多目的芝生広場
4	卓球 (サウンドテーブルテニス含む)	身体・知的・精神	宮崎市	宮崎市総合体育館 宮崎市中央公民館
5	フライングディスク	身体・知的	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園ひなた陸上競技場
6	ボッチャ	身体	都城市	早水公園体育文化センター
7	ボウリング	知的	宮崎市	宮崎エースレーン
8	バスケットボール	知的	延岡市	(仮称) 新宮崎県体育館
9	車いすバスケットボール	身体	延岡市	(仮称) 新宮崎県体育館
10	ソフトボール	知的	日向市	お倉ヶ浜総合公園
11	グラウンドソフトボール	身体		
12	バレーボール	身体	都城市	早水公園体育文化センター
		知的	日南市	日南市北郷体育館
		精神	小林市	小林市市民体育館
13	サッカー	知的	新富町	(仮称) 新富町フットボールセンター ユニリーバスタジアム新富 三納代コミュニティ広場
14	フットソフトボール	知的	延岡市	西階公園

# G7 2023 MIYAZAKI

みらいに  
みのりを  
みやざきから

G7 宮崎農業大臣会合 2023.4.22<sup>SAT</sup>-23<sup>SUN</sup>  
G7 Agriculture Ministers' Meeting in Miyazaki

